

## 財団法人がん研究振興財団 役員在任年齢規程

### (目的)

第1条 この規程は、財団法人がん研究振興財団(以下「財団」という。)の役員在任年齢に関する事項を定めることを目的とする。

### (常勤役員の在任年齢)

第2条 常勤役員の在任年齢は、原則として65歳までとする。ただし、特別な事情がある場合においては、理事会及び評議員会の議決を得て70歳まで延長できるものとする。

### (非常勤役員の在任年齢)

第3条 非常勤役員の在任年齢は、原則として80歳までとする。

### (退任日)

第4条 任期中に前二条に定める年齢に達した役員にあっては、当該任期に限り、前二条の規定は適用しないものとする。

### (特別措置)

第5条 当該役員の知識及び経験等が、財団の業務運営上特に必要であって、理事会及び評議員会の議決を得た場合には、第2条及び第3条の規程は適用しないことができるものとする。

### 附則

この規程は、平成20年9月1日から実施する。